

## 須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の定住人口の増加及び本市人口の転入転出バランスの改善、更には地域社会の活性化を図るため、県外から転入し、本市に定住する目的で住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意志をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 県外移住者 福島県外から本市に転入後2年以内の者又は転入しようとする者で、本市に住所を移転する直近まで継続して3年以上、福島県外に住所がある者（同一世帯員及び同居する他世帯員（以下「同居者」という。）を含む。）をいう。ただし、以前本市の住民基本台帳に登録されていた者については、転入日の前3年間において本市の住民基本台帳に登録されていない者をいう。
- (3) 住宅 戸建住宅、集合住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (4) 基準日 新築住宅にあつては当該住宅の工事契約締結日、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約締結日をいう。
- (5) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (6) 事業完了日 補助対象者が、補助対象住宅に住所移転した日をいう。

### (補助対象住宅)

第3条 補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (2) 戸建住宅の場合は、延べ床面積が住生活基本計画（全国計画）において定める一般型誘導居住面積水準以上、集合住宅の場合は、延べ床面

積が住生活基本計画（全国計画）において定める都市居住型誘導居住面積水準以上であること。

(3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費を除く住宅の取得に要したものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、本市に定住する意思を持って補助対象住宅を取得し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者。
- (2) 補助対象住宅の取得日から3か月以内に居住する者。
- (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間以上継続して、補助対象住宅に定住する者。
- (4) 同居者全員を含め、市税等を滞納していない者。
- (5) 同居者全員を含め、須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）に規定する暴力団員等でない者。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条に規定する補助対象経費の2分の1を乗じて得た額と、別表1に掲げる額の合計とを比較していずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しな

ければならない。

2 前項の申請は、基準日から起算して6か月以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 前条の規定による決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、取得日から3か月以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、相当と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により交付対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した助成金の額と第8条第1項の規定に基づき通知した助成金の額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 交付対象者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査及び報告)

第12条 申請者又は交付対象者は、市長が当該事業に関する報告又は関係書類、帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年未満で補助対象住宅を処分したとき。

(2) 偽りその他不正な手続により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(3) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて交付対象者に返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求める額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第13条第1項第1号によるとき 別表2に定める額

(2) 第13条第2号及び第3号によるとき 交付額の全額

(3) 第13条第1項第4号によるとき その都度市長が定める額

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助基本額	補助金加算額
130 万円	1 基準日において 40 歳未満の者が住宅を取得した場合 50 万円 2 基準日において 18 歳未満の被扶養者がいる場合 1 人の場合 30 万円、2 人の場合 60 万円、3 人以上の場合 100 万円 3 須賀川市が行う下記の事業の交付決定等を受けている場合 (1) まちなか出店推進補助金（新規出店事業） (2) 創業等支援補助金 (3) スタートアップ資金融資 10 万円 4 補助対象住宅の建築を市内の業者が請け負う場合 10 万円

※1 福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱」（平成 29 年 8 月 21 日付け 29 建第 1058 号福島県土木部長通知）に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

※2 補助金加算額において、1 に該当しない場合、2 については「来てふくしま住宅取得支援事業」による地域活性化要件加算額を含めた額とする。

別表2（第14条関係）

事業完了年度の翌年度からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	全額
1年以上2年未満	10分の9の額
2年以上3年未満	10分の8の額
3年以上4年未満	10分の7の額
4年以上5年未満	10分の6の額
5年以上6年未満	10分の5の額
6年以上7年未満	10分の4の額
7年以上8年未満	10分の3の額
8年以上9年未満	10分の2の額
9年以上10年未満	10分の1の額